

平戸荘グループホーム運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿会が開設する平戸荘グループホーム(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業(及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業)(以下「介護サービス」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防にあつては要支援者)であつて認知症の状態にあるものに対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 要介護者及び要支援者であつて認知症の状態にあるもの(当該認知症に伴つて著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴つて著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 平戸荘グループホーム
- (2) 所在地 長崎県平戸市紐差町450番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 計画作成担当者 1名 (常勤兼務 1名)
計画作成担当者は、事業所に対する介護サービスの利用の申し込みに係る調整、介護サービス計画の作成等を行う。なお、管理者又は介護従業者が兼務することができる。
- (3) 介護職員 7名以上
介護従職員は、介護サービスの提供に当たる。
- (4) 看護職員 1名 (常勤兼務)
 - ア 利用者の健康状態の把握及び健康保持のための適切な措置
 - イ その他利用者の健康管理に関する相談及び助言
 - ウ 利用者の身体機能の減退防止を図るための訓練指導、助言

エ その他機能訓練に関すること

各職種の職員は、平戸荘共用型認知症対応型デイサービス事業の職員を兼務する。但し、計画作成担当者は生活相談員を兼務する。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、9人とする。

(短期利用共同生活介護)

第6条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(介護サービスの内容、形態等)

第7条 事業所の介護サービスは、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 介護

- ア 食事の介護
- イ 排泄の介護
- ウ 衣類脱着の介護
- エ 入浴の介護
- オ 通院等の介助その他必要な身体の介護

(2) 食事の提供

(3) 健康管理

(4) 行政機関に対する手続き等の代行その他社会生活上の便宜の提供

(5) 相談及び援助

- ア 生活、身上、介護に関する相談、助言

- イ その他サービスの提供
- (6) その他サービスの提供
 - ア 教養娯楽設備等を整備
 - イ レクリエーション行事の実施

(利用申込み及び利用の決定)

第8条 介護サービスを利用しようとする者は、指定認知症対応型共同生活介護（及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護）利用申込書を管理者あてに提出するものとする。

2 管理者は、指定認知症対応型共同生活介護（及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護）利用申込書を受領後、速やかに利用の要否を決定し、本人へ通知するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認めた場合にあっては、この限りではない。

(介護サービスの利用料及び支払いの方法)

第9条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該介護サービスが法廷代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。

食材料費 1日あたり 1000円

(内訳 朝食 250円 昼食 400円 夕食 350円)

(短期利用共同生活介護も上記と同様とする。)

3 前各号に定めるもののほか、日常生活において通常必要となる次の費用は利用者から受けるものとする。

居室費 1日あたり 750円

光熱水費 1日あたり 100円

(短期利用の居室に利用する場合は、入居者から徴収するのではなく、短期利用共同生活介護の利用者から上記相当額を徴収します。)

(居宅介護支援専門員との連携)

第10条 短期利用共同生活介護の利用者の入退去に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第11条 利用者は介護サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

(1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

(2) 火気の取扱いには特に注意し、定められた場所以外での喫煙はしないこと。

- (3) 管理者及び従業員の安全管理上の指示に従うこと。
- (4) 器物や設備は丁寧に取扱い、許可なく施設外に持ち出さないこと。
- (5) 許可を受けずに、外部より飲食物を持ち込み飲食しないこと。
- (6) 施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動は行わないこと。
- (7) 大声や騒音などで他の入居者の迷惑になる言動は慎み、みだりに他の入居者の居室に立ち入らないこと。
- (8) その他風紀を乱し、他の人に迷惑を及ぼすことのないよう、常に秩序ある言動に努めること。

(非常災害対策)

- 第 12 条 管理者は、消防機関の指導を受けて、非常災害に備えて、消防、風水害、地震等に対処する計画を作成するとともに、防火管理者を定めて年 2 回以上の夜間の想定を含めた避難誘導、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 介護サービスを提供する中で、天災その他の災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等の必要な措置を講じるほか、管理者に報告の上その指示に従うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(緊急時における対応)

- 第 14 条 従業員は介護サービスを実施中に、利用者の病状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関の平戸市民病院へ連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

- 第 15 条 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び保険者に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償を速やかに行う。

(秘密保持)

第 16 条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、管理者は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第 17 条 管理者は、介護サービスに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置する。

(その他運営についての重要事項)

第 18 条 事業所は、介護サービスの提供に当たっては当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 事業所は、従業者の資質の向上を図るために、その研修の機会を確保する。また、円滑な業務運営を行うための業務体制を整備する。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が別に定める。

附 則

平成 13 年 11 月 1 日制定の「社会福祉法人白寿会指定痴呆対応型共同生活介護事業所運営規程」は、廃止する。

- 1、この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2、この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 3、この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 4、この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 5、この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
- 6、この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 7、この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- 8、この規程は、2017（平成 29）年 4 月 1 日から施行する。
- 9、この規程は、2018（平成 30）年 4 月 1 日から施行する。
- 10、この規程は、2019（平成 31）年 4 月 1 日から施行する。
- 11、この規程は、2020（令和 2）年 4 月 1 日から施行する。
- 12、この規程は、2021（令和 3）年 4 月 1 日から施行する。
- 13、この規程は、2021（令和 3）年 8 月 1 日から施行する。